

除染作業等の被ばく線量記録管理 の一元化について

除染等業務従事者等被ばく線量
登録管理制度検討会

中間とりまとめ

背景及び検討の経緯

1 背景

放射線による健康影響は数十年の潜伏期間がある

- ・除染電離則では、30年保存を義務付け
- ・労働者の離職時に線量記録と健診結果の写しの交付の義務づけ
- ・雇入れ時健康診断で過去の被ばく歴調査を実施

累積線量管理の課題

- ・複数の事業者を渡り歩く労働者が、雇入れ時の被ばく歴調査時、適切に過去の被ばく歴を申告しない
- ・事業者が過去の被ばく線量を確認する手段がない

一元管理制度の設立の必要性

- ・原子力事業者は被ばく線量の一元管理制度（放射線管理手帳制度、被ばく線量登録管理制度（中央登録センター））を自発的に運営
- ・これと同等の制度を元請事業者が中心となって自発的に設立することが必要

2 「除染等業務従事者等被ばく線量管理制度検討会」の発足

- 除染事業を受注しているゼネコン7社、線量管理関係の事業者2社、その他1社が自発的に参集し、検討会が発足。
- オブザーバーは厚生労働省、環境省、日本建設業連合会、全国建設業協会、電気事業連合会等。事務局は放射線影響協会。
- 本年11月15日（予定）に、「中間とりまとめ」を公表し、同日から制度の暫定運用を開始。

参集者 企業名	備考
株式会社大林組	日本建設業連合会推薦
鹿島建設株式会社	日本建設業連合会推薦
清水建設株式会社	日本建設業連合会推薦
大成建設株式会社	日本建設業連合会推薦
株式会社熊谷組	日本建設業連合会推薦
株式会社奥村組	建設労務安全研究会推薦
前田建設工業株式会社	建設労務安全研究会推薦
株式会社アトックス	除染・廃棄物技術協議会推薦
株式会社千代田テクノル	除染・廃棄物技術協議会推薦
東京パワーテクノロジーズ株式会社	除染・廃棄物技術協議会推薦

●オブザーバー
厚生労働省
環境省
(一般社団)日本建設業連合会
(一般社団)全国建設業協会
電気事業連合会
東京電力(株)
日本原子力発電(株)
●事務局 (公益財団)放射線影響協会

検討会「中間とりまとめ」の概要

適用

- 管理制度は、除染電離則第2条第7項で定める「土壌等の除染等の業務」、「廃棄物収集等業務」、「特定汚染土壌等取扱業務」、第8項で定める「特定線量下業務」及び電離則第2条第3項で定める放射線業務のうち「事故由来廃棄物等の処分業務」に関する事業（以下、「除染等事業」という。）に従事する事業者を対象とする。
- 管理制度は、当面、国又は公益企業が発注する除染等事業※を請け負った元請事業者を対象とする。
※ 特定汚染土壌等取扱業務については、発注機関が多様なため、制度参加のあり方については引き続き発注機関と協議。
- なお、地方自治体（環境省からの支出委任を受けた国の機関を含む。）が発注する除染等事業を請け負った元請事業者については、次に掲げる方法で制度に参加する方向で地方自治体と協議する。
 - ① 除染特別地域※1における除染等事業については、①放射線管理手帳、②線量登録・経歴照会、③被ばく線量等引き渡しのことに参加すること
 - ② 除染特別地域以外における除染等事業については、被ばく線量記録等※2の引渡しのみについて参加すること※1 汚染対処特措法第25条第1項で定める除染特別地域 ※2 当面、線量記録の引き渡しのみでの参加も含めて検討する。

適用となる業務

- 1 土壌等の除染等の業務、廃棄物収集等業務
※1mSv = 1,000μSv（マイクロシーベルト）
 - ・ 8県の除染特別地域（避難指示区域）と汚染状況重点調査地域（0.23μSv/時超）で行う除染作業や廃棄物の収集・運搬・保管業務
- 2 特定汚染土壌等取扱業務
 - ・ 1万Bq/kgを超える汚染土壌等を取り扱う業務（インフラ復旧、営農、営林（主に2.5μSv/時超の地域））
- 3 特定線量下業務
 - ・ 2.5μSv/時を超える場所（概ね避難指示区域内）で行う、1と2以外の業務（測量等、運輸業、屋内産業（製造業等））
- 4 「事故由来廃棄物等」の処分の業務
 - ① 除染等の措置に伴い生じた土壌のうち、放射能濃度が1万ベクレル毎キログラムを超えるもの（除去土壌）
 - ② 事故由来放射性物質（東電福島第一原発事故により発生した放射性物質）により汚染された廃棄物で、1万ベクレル毎キログラムを超えるもの（汚染廃棄物）

（注）廃棄物等の処分過程での濃縮等により、セシウム以外の放射性同位元素が電離則が定める量と濃度の下限値を超えた事故由来放射性物質も含まれる。

（注）「処分」の内容

- ①最終処分（埋立）及び中間貯蔵、②中間処理（選別、破碎、圧縮、濃縮、焼却等）、③関連施設・設備の保守点検業務

制度の概要

1 放射線管理手帳の統一的運用

元請事業者又は放射線管理を独自に実施できる関係請負人は以下の事項を実施。

- ① 関係請負人が作成した発行申請書に基づき、手帳の発行申請
- ② 定期的に関係請負人に被ばく線量を通知するとともに手帳に記載
- ③ 関係請負人が提出する除染・電離健康診断記録、特別教育記録を確認し、手帳に記載

2 線量の登録、経歴照会等の実施

元請事業者は、以下の事項を実施。

- ① 四半期ごとに全ての労働者の被ばく線量等を電子媒体で中央登録センターに登録(定期線量登録)
- ② 専用端末から除染従事者等の過去の被ばく線量等を照会可能(経歴照会)
- ③ 除染従事者等について、原発システムの経歴情報を照会可能(システム相互照会)

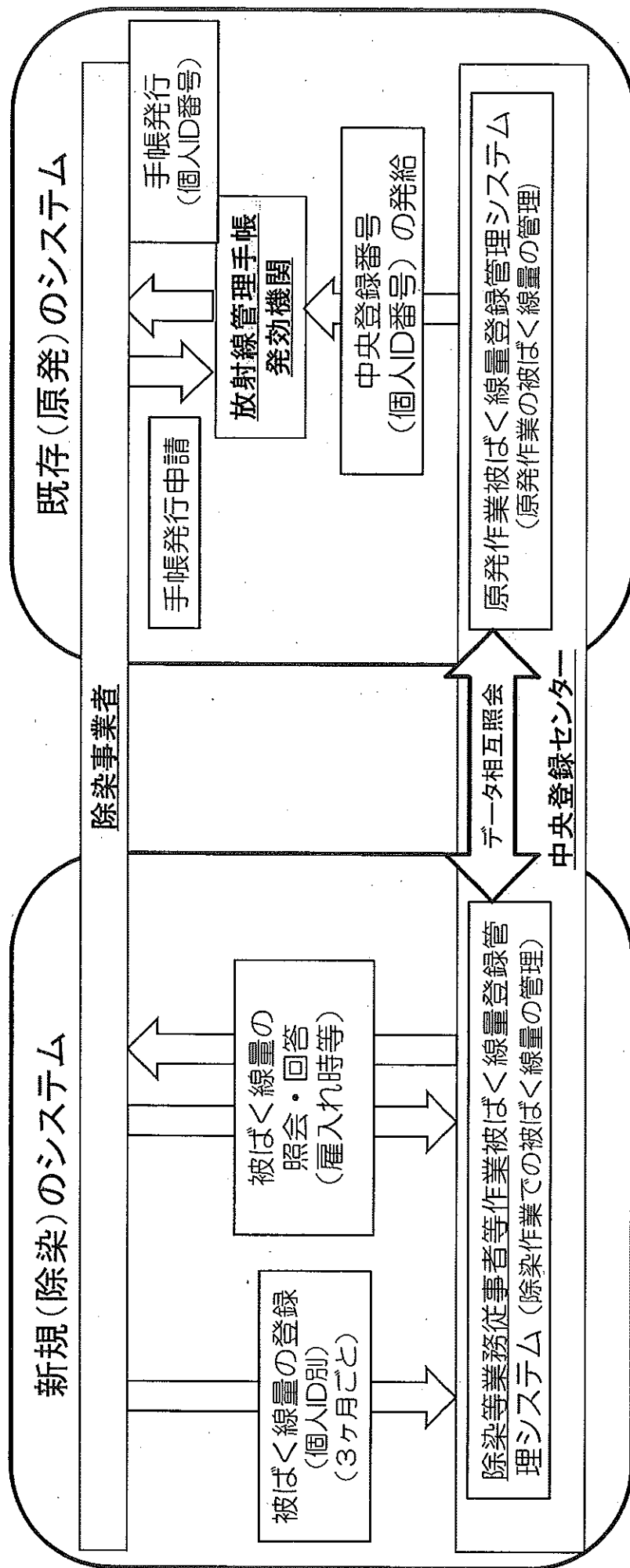
3 線量記録及び健診結果の引き渡し

元請事業者は、以下の事項を実施。

- ① 工期の完了時に線量記録を中央登録センターに引き渡す(法令上の保存義務免除)
- ② 工期の完了時に、関係請負人が提出した健康診断記録を中央登録センターに引き渡す(法令上の保存義務免除)

累積線量の登録、経歴照会システムの概要

- ① 既存システム(原発システム)によるID番号、放射線管理手帳発行
- ② 新規システム(除染システム)による除染での被ばく登録と照会
- ③ 原発、除染システムの被ばく情報の相互照会を可能とする



※ 新(除染)システム参加者の放射線管理手帳の発行は、既存(原発)システムの放射線管理手帳発行機関で行う。

制度の運用の詳細

制度の運用

1 制度参加の費用

① 定期線量登録＋記録引き渡し(システム開発経費負担分含む)

- 25年度: 年度ごとに1人あたり3,000円
- 26年度: 同4,500円
- 27年度以降: おって検討

② 記録引き渡しのみ

- 引き渡しごとに、1人あたり2,000円(工事ごと)

2 端末の整備等、制度加入・脱退、マニュアル整備、協議会の設置

その他事項

1 制度の発足日

- 国・公益企業発注分については、11月15日(予定)に暫定運用※を開始。暫定運用期間は26年末頃までを想定。

※ 電算システムとネットワーク整備までの間、郵送による運用

- 地方自治体発注分の運用開始日は、環境省と連携して地方自治体と協議

2 制度発足以前に完了した工事の線量登録

- 26年度以降に順次登録。
- 登録費用は26年度以降の参加事業者が広く薄く負担。

3 制度の実効性の担保

- 厚労省は、除染等ガイドライン等に、制度への参加を求める趣旨の記述を盛り込む。
- 環境省は、仕様書等に管理制度への参加を求める趣旨の記述を盛り込む。